

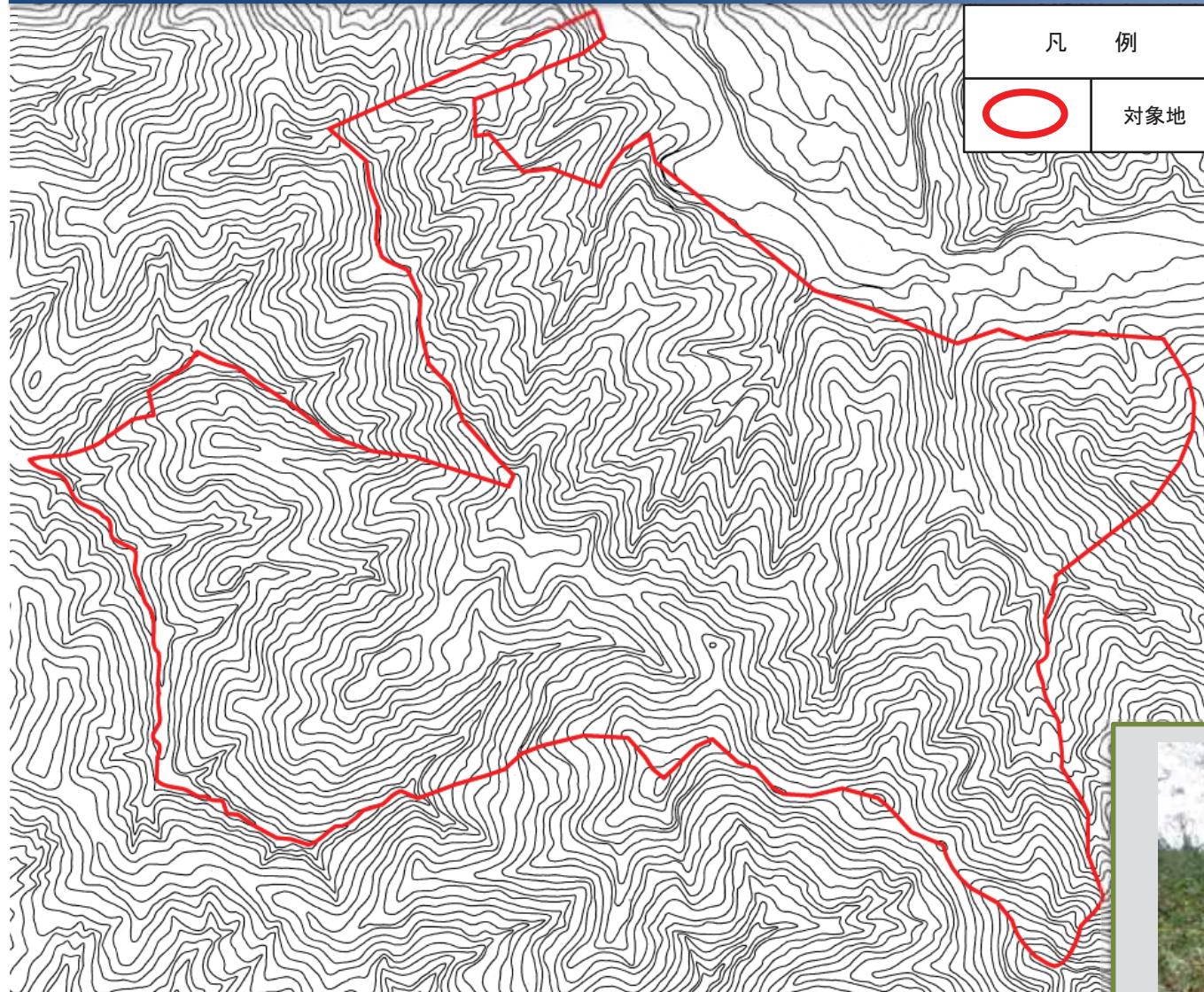
新規採択箇所の位置図 石狩川広域流域【対象地番号：2】



この対象地は、丈の低い樹木が散生し、ササの侵入が見られる散生地となっており、水源涵養機能等の公益的機能が発揮されていない状況となっています。

重要流域石狩川流域内にある奈井江川の上流域に位置しており、早急に森林を造成することにより水源涵養機能等の公益的機能の回復が求められています。

新規採択箇所の現況 石狩川広域流域【対象地番号：2】



北海道空知郡奈井江町

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 2 区域名 石狩川広域流域（北海道空知郡奈井江町）

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である石狩川流域内に位置 ・対象地の林況は散生地	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 1,902,642 千円 総費用（C） 962,788 千円 ・B/C = 1.98 ①水源かん養便益 1,088,576 千円 ②山地保全便益 610,971 千円 ③環境保全便益 183,457 千円 ④木材生産等便益 19,638 千円	○

審査の内容	判定
4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林(水かん)、林況は散生地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は397ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の石狩川流域に位置）	○

審査の内容	判定
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のあるそらち森林組合を予定	○

審査の内容	判定
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高260m、平均傾斜15°～30°未満、土壤BD(d)であり、トドマツの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・石狩空知地域森林計画、奈井江町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 D・・該当しない。 ・計画なし	-

新規採択箇所の位置図 江の川広域流域【対象地番号：15】



新規採択箇所の現況 江の川広域流域【対象地番号：15】



島根県邑智郡美郷町

凡例

対象地

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 15 区域名 江の川広域流域（島根県邑智郡美郷町）

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は重要流域である江の川流域内に位置 ・対象地の林況は無立木地	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○

3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 66,144 千円 総費用（C） 33,618 千円 ・B/C = 1.97	○
--	---

4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林（水かん）、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は12ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の江の川流域に位置）	○
--	---

5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある邑智郡森林組合を予定	○
--	---

6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高225m、平均傾斜15°～30°未満、土壤BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○
--	---

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・江の川下流地域森林計画、美郷町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 D・・該当しない。 ・計画なし	-

新規採択箇所の位置図 大淀川広域流域【対象地番号：42】



新規採択性箇所の現況 大淀川広域流域【対象地番号：42】



宮崎県児湯郡高鍋町

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 42 区域名 大淀川広域流域（宮崎県児湯郡高鍋町）

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は重要流域である一つ瀬川流域内に位置 ・対象地の林況は無立木地	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○

3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 49,774 千円 総費用（C） 19,611 千円 ・B/C = 2.54	○
--	---

4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林（水かん）、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は7ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の一つ瀬川流域に位置）	○
--	---

5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある協栄木材株式会社を予定	○
---	---

6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高50m、平均傾斜15°～30°未満、土壤BD(d)であり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○
---	---

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・一つ瀬川地域森林計画、高鍋町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 D・・該当しない。 ・計画なし	-